

宮城県旅客運送事業者燃料価格等高騰対策支援金 実施要項

令和5年7月18日

(令和5年12月20日一部改正)

(令和6年12月18日一部改正)

宮城県企画部地域交通政策課

1 概要

本支援金は、燃料価格等の高騰により経営に大きな影響が生じている乗合バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者、福祉タクシー事業者及び自動車運転代行業者に対して、その事業継続を支援し、県民生活への影響を回避するため補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）及び宮城県旅客運送事業者燃料価格等高騰対策支援金交付要綱（令和5年7月13日施行、以下「交付要綱」という。）に定めるところにより、予算の範囲内において交付するものです。

2 対象事業者（令和6年12月20日から受付開始分）

令和6年10月1日から交付申請日までの間継続して事業を実施した下記事業者

- (1) 乗合バス事業者（交付要綱別表第1に定める事業者）
- (2) 貸切バス事業者（交付要綱別表第2に定める事業者）
- (3) タクシー事業者（交付要綱別表第3に定める事業者）
- (4) 福祉タクシー事業者（交付要綱別表第4に定める事業者）
- (5) 自動車運転代行業者（交付要綱別表第5に定める事業者）

3 申請手続き

(1) 申請書の添付書類

乗合バス事業者	ア 一般乗合旅客自動車運送事業の許可証の写し ※（許可証以外の場合は）運輸支局が発行する証明書の写し イ 令和6年10月1日が期間に含まれる一般乗合旅客事業運送事業の事業計画（事業用自動車の数）の写し ウ 上記に対する、登録番号を記した車両一覧表（様式は任意。ただし、令和6年10月1日から交付申請日までの間、廃車及び廃車代替購入があった場合にはその旨を付記すること。） エ 支援金交付対象となる車両の自動車検査証の写し（自動車検査証記録事項を含む。） オ 支援金受取口座の通帳の写し（金融機関名・支店名、口座種別、口座番号・口座名義人確認用） カ その他知事が必要と認める書類
貸切バス事業者	ア 一般貸切旅客自動車運送事業の許可証の写し ※（許可証以外の場合は）運輸支局が発行する証明書の写し イ 支援金交付対象となる車両の登録番号（車両番号）及び車種区分（大型車・中型車・小型車・コミューター車）を記した車両一覧表（様式は任意。ただし、令和6年10月1日から交付申請日までの間、廃車及び廃車代替購入があった場合にはその旨を付記すること。） ウ 支援金交付対象となる車両の自動車検査証の写し（自動車検査証記録事項を含む。） エ 支援金受取口座の通帳の写し（金融機関名・支店名、口座種別、口座番号・口座名義人確認用） オ その他知事が必要と認める書類 （代替した自動車がある場合は、代替前の車両についてもイ、ウの書類又は、代替前の自動

	車であったことを確認できる書類)
タクシー事業者	<p>ア 一般乗用旅客自動車運送事業の許可証の写し ※ (事業の譲渡を受けた場合は) 譲渡譲受認可証の写し ※ (許可証又は認可証以外の場合は) 運輸支局が発行する証明書の写し</p> <p>イ 支援金交付対象となる車両の登録番号 (車両番号) 及び車種区分 (小型車・普通車など) を記した車両一覧表 (1人1車制個人タクシーを除く。様式は任意。ただし、令和6年10月1日から交付申請日までの間、廃車及び廃車代替購入があった場合にはその旨を付記すること。)</p> <p>ウ 支援金交付対象となる車両の自動車検査証の写し (自動車検査証記録事項を含む。)</p> <p>エ 支援金受取口座の通帳の写し (金融機関名・支店名、口座種別、口座番号・口座名義人確認用)</p> <p>オ その他知事が必要と認める書類 (代替した自動車がある場合は、代替前の車両についてもイ、ウの書類か、代替前の自動車であったことを確認できる書類)</p>
福祉タクシー事業者	<p>ア 一般乗用旅客自動車運送事業の許可証の写し ※ (事業の譲渡を受けた場合は) 譲渡譲受認可証の写し ※ (許可証又は認可証以外の場合は) 運輸支局が発行する証明書の写し ※ (福祉輸送事業限定の事業者は) 許可にあたり付された条件の全文が分かる書類の写し</p> <p>イ 支援金交付対象となる車両の登録番号 (車両番号) 及び車種区分 (小型車・普通車など) を記した車両一覧表 (個人事業者で、所有台数が1台の場合を除く。様式は任意。ただし、令和6年10月1日から交付申請日までの間、廃車及び廃車代替購入があった場合にはその旨を付記すること。)</p> <p>ウ 支援金交付対象となる車両の自動車検査証の写し (自動車検査証記録事項を含む。)</p> <p>エ 支援金受取口座の通帳の写し (金融機関名・支店名、口座種別、口座番号・口座名義人確認用)</p> <p>オ その他知事が必要と認める書類 (代替した自動車がある場合は、代替前の車両についてもイ、ウの書類か、代替前の自動車であったことを確認できる書類)</p>
自動車運転代行業者	<p>ア 自動車運転代行業の標識の写し</p> <p>イ 支援金交付対象となる随伴用自動車の代行保険 (国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第2条に規定する損害賠償責任保険) 契約証 (又は共済契約証) の写し (随伴用自動車1台ごと直近のもので、支援金交付対象の所有車の登録番号が確認できる書類)</p> <p>ウ 支援金交付対象となる随伴用自動車の自動車検査証の写し (自動車検査証記録事項を含む。交付申請する随伴用自動車分)</p> <p>エ 支援金受取口座の通帳の写し (金融機関名・支店名、口座種別、口座番号・口座名義人確認用)</p> <p>オ その他知事が必要と認める書類 (代替した随伴用自動車がある場合は、代替前の車両についてもイ、ウの書類か、随伴用自動車であったことを確認できる書類)</p>

(2) 申請受付期間

令和6年12月20日 (金) ~ 令和7年1月31日 (金) [当日消印有効]

(3) 申請先 (郵送)

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県企画部地域交通政策課 交通政策班

宮城県旅客運送事業者燃料価格等高騰対策支援金 (〇〇事業者向け) 宛て

※上記「〇〇事業者」には、申請者が該当する事業者名 (「乗合バス事業者」や「タクシー事業者」など) を記載してください。

4 実施スケジュール

項目	日程
受付期間	令和6年12月20日(金)～令和7年1月31日(金) [当日消印有効]
支払手続き	令和7年2月(予定)
支援金支払	令和7年3月(予定)

※現時点での想定であり、変更となる場合があります。

5 その他留意事項等

- (1) 虚偽事項その他不正手段による不正受給が判明した場合には、支援金を速やかに返還いただきます。
- (2) 交付決定を受けた申請者は、支援金にかかる経理を明確にするとともに、関係書類を交付決定日から5年間保存する義務があります。
- (3) タクシー事業者について、令和6年12月20日(金)から令和7年1月31日(金)までを申請期間とする支援金について、様式第1-4号により申請した車両分は、様式第1-3号による申請はできません。
- (4) 福祉タクシー事業者について、令和6年12月20日(金)から令和7年1月31日(金)までを申請期間とする支援金について、様式第1-3号により申請した車両分は、様式第1-4号による申請はできません。